

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）…
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
- …（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…
- 東京都公害防止管理者講習の実施……………
- …（環境局環境改善部計画課）…
- 都市計画事業の事業計画の変更……………
- …（建設局公園緑地部計画課）…

### 告示

●東京都告示第七百十六号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

大田区平和島一丁目一番一の一部及び  
び同番二  
平成三十年三月  
二十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁  
第二本庁舎三階中央）

### 東京都告示第七百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

港区港南四丁目二十九番一  
平成三十年三月  
二十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁  
第二本庁舎三階中央）

### 東京都告示第七百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年三月二十六日	小金井市中町三丁目千九百五十八番三十一及び同番三十四	延長三四・七四幅員四・五〇
----------------------	-------------	----------------------------	---------------

### 東京都告示第七百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

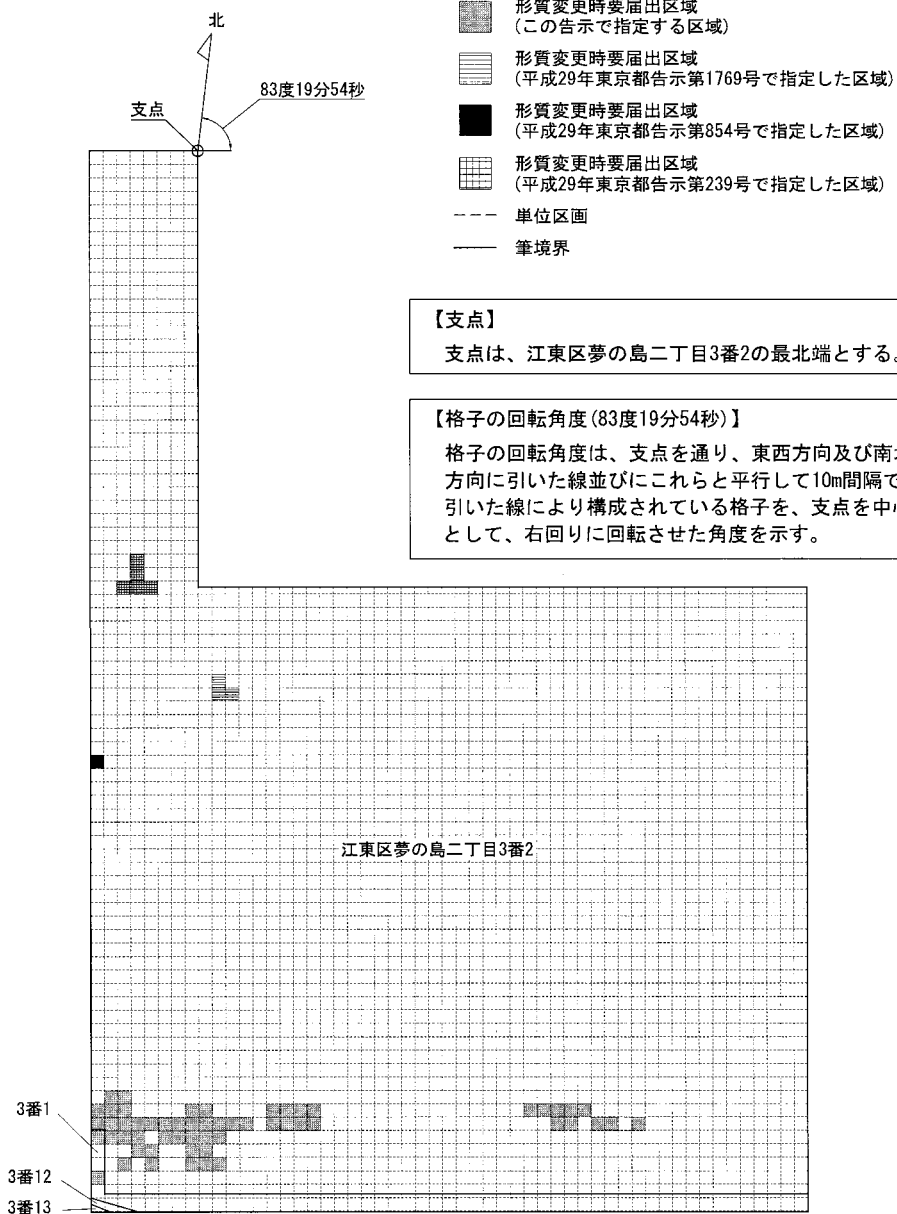
平成三十年五月九日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区夢の島二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



●東京都告示第七百二十号

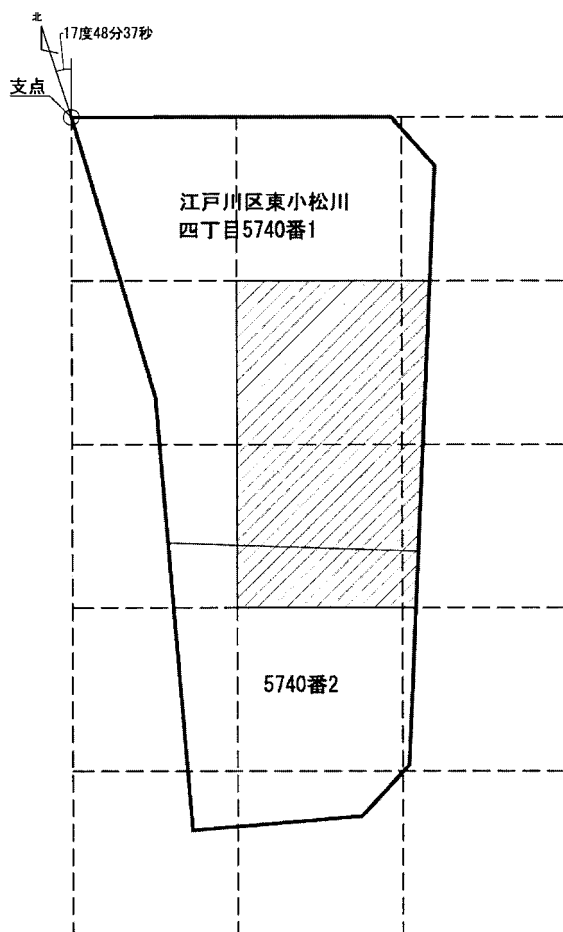
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区東小松川四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

〈支点〉

支点は、江戸川区東小松川四丁目5740番1の最北端とする。

〈格子の回転角度：17度48分37秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百二十一号

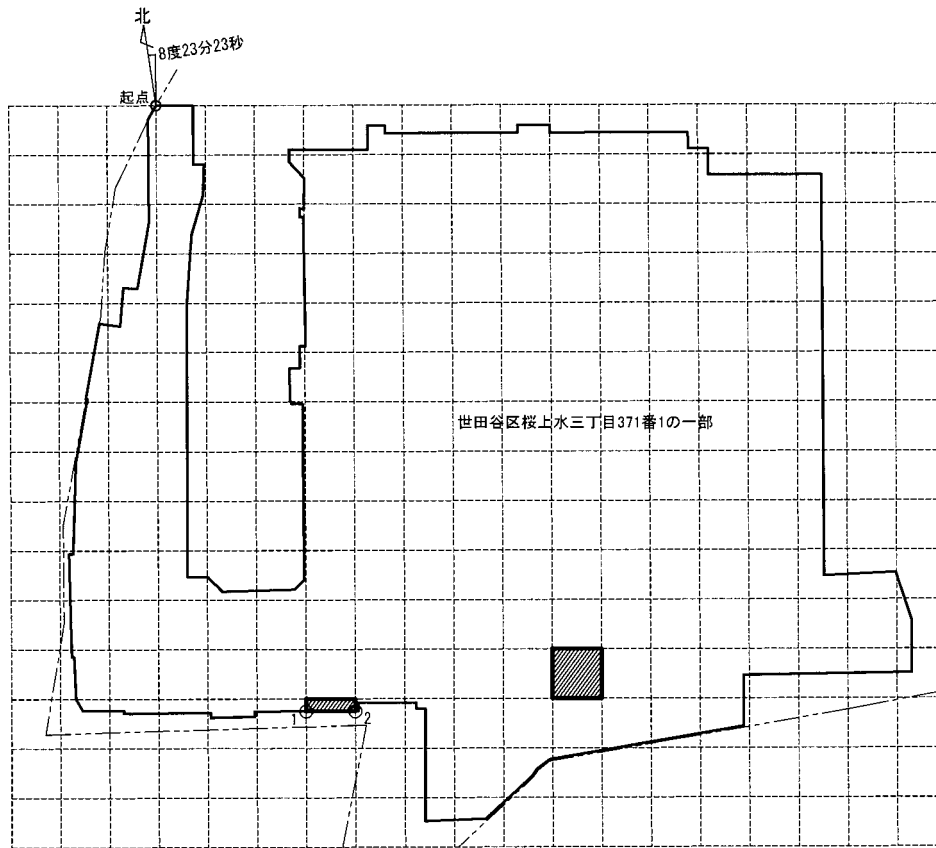
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区桜上水三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



- 【凡例】
- : 筆境界
  - : 調査対象地
  - : 単位区画
  - : 形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点の位置は  
 X=-37388.578 Y=-18091.534 とする。

点 名	X座標	Y座標
起 点	-37388.578	-18091.534
1	-37514.153	-18079.645
2	-37515.601	-18069.751

【備考】  
 上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 8度23分23秒】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百二十二号

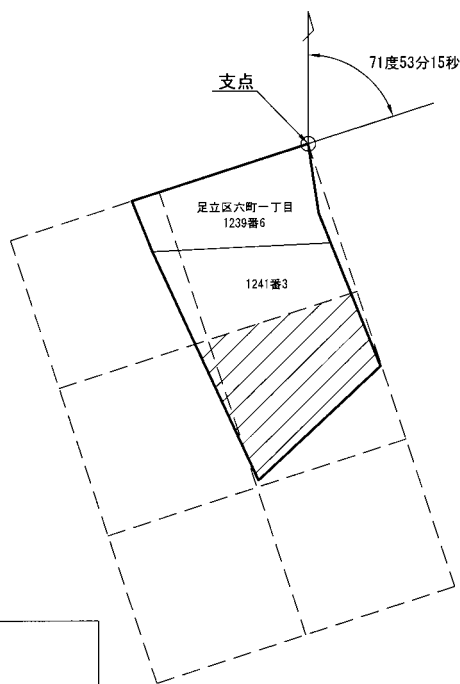
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第五百六十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界線
- 敷地境界線
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、足立区六丁目一丁目1239番6の最北端とする。

【格子の回転角度（71度53分15秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百二十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に大阪府大阪市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成三十年四月六日

公 告

東京都公害防止管理者講習の実施について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第六六條の規定に基づく平成三十年度東京都公害防止管理者講習を次のとおり実施する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習の種類及び講習予定人員

講習の種類 講習予定人員

一種公害防止管理者講習 二百人

二種公害防止管理者講習 三百人

二 講習会場及び講習を実施する期日

(一) 一種公害防止管理者講習第一回

東京都南部労政会館 品川区大崎一丁目十一番一号  
平成三十年八月十四日(火曜日) から同月十六日(木曜日) まで

(二) 一種公害防止管理者講習第二回

ティアラこうとう(江東公会堂) 江東区住吉二丁目二十八番三十六号  
平成三十年八月二十八日(火曜日) から同月三十日(木曜日) まで

(三) 二種公害防止管理者講習第一回

ティアラこうとう(江東公会堂) 江東区住吉二丁目二十八番三十六号  
平成三十年七月二十四日(火曜日) 及び同月二十五日(水曜日)

(四) 二種公害防止管理者講習第二回

東京自治会館 府中市新町二丁目七十七番地の一日(水曜日)  
平成三十年七月三十一日(火曜日) 及び同年八月一日(水曜日)

三 受講資格

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)別表第十の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める各号のいずれかに該当する者

なお、学歴、年齢、性別、住所地及び勤務先所在地を問わない。

四 受講手数料

講習の種類 手数料

一種公害防止管理者講習 八千二百円

二種公害防止管理者講習 五千七百円

五 受講申込書受付期間及び受付場所

平成三十年六月十八日(月曜日) から同月二十日(水曜日) までの午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時十五分から午後四時まで

東京都庁第二本庁舎一階南側 臨時窓口(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 問合せ先

東京都環境局環境改善部計画課(電話〇三(五三八八)三四三五)

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六六條の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務

平成元年建設省告示第千四百十五号 港区芝公園四丁目 平成三十年三月三十一日 東部公園緑地事務所

画公園事業第五・六・十五号芝 局告示第

公園	平成十年建設省 告示第十九号東 京都市計画公園 事業第八・八・ 四号清澄公園	江東区清澄二丁目 及び三丁目地内	百二十九号	東部公 園緑地 事務所	府中市計画公 園事業第五・五 号府中の森 公園 及び緑町二丁目 地内	十日関東 地方整備 局告示第 百三十五 号	事務所
平成八年建設省 告示第三百九十 三号東京都計 画公園事業第六 ・五・十五号上 板橋公園	板橋区桜川一丁目 及び小茂根五丁目 地内並びに練馬区 氷川台一丁目及び 羽沢三丁目地内	平成三十 年三月三 十日関東 地方整備 局告示第 百三十一 号	東部公 園緑地 事務所	平成二十六年関 東地方整備局告 示第二百二十六 号東京都計画 公園事業第七・ 五・十四号赤塚 公園	板橋区赤塚五丁目 地内	平成三十 年三月三 十日関東 地方整備 局告示第 百三十六 号	東部公 園緑地 事務所
平成二年建設省 告示第五百五十 五号東京都計 画公園事業第 七・五・十四号 赤塚公園	板橋区赤塚四丁目 及び五丁目地内	平成三十 年三月三 十日関東 地方整備 局告示第 百三十二 号	東部公 園緑地 事務所				
平成十三年関東 地方整備局告示 第二百五十三号 東村山都市計画 公園事業第五・ 五・三号六仙公 園	東久留米市中央町 三丁目地内	平成三十 年三月三 十日関東 地方整備 局告示第 百三十三 号	西部公 園緑地 事務所				
平成二年建設省 告示第九百九十 号日野都市計画 公園事業第八・ 六・一号七生公 園	日野市程久保六丁 目地内	平成三十 年三月三 十日関東 地方整備 局告示第 百三十四 号	東部公 園緑地 事務所				
平成九年建設省 告示第八百二号	府中市浅間町一丁 目、天神町二丁目	平成三十 年三月三 十日	西部公 園緑地				

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
 リサイクルされています。